

2021年7月29日

日本原燃株式会社

廃棄物埋設施設保安規定変更箇所その他施設保安規定との整合性について

1. はじめに

本資料は、廃棄物埋設事業変更許可申請書に基づく廃棄物埋設施設保安規定の変更に当たり、埋設事業特有事項以外の変更箇所について、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定、再処理事業所再処理施設保安規定及び再処理事業所廃棄物管理施設保安規定との整合性を整理するものである。

2. 他施設の整合性

他施設の保安規定との整合性を示すため、第1表に今回の廃棄物埋設施設保安規定変更箇所のうち埋設事業特有事項以外の変更箇所を抜粋した。また、第2表において廃棄物埋設施設、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設それぞれの保安規定での同項目の規定箇所を併記した上で、相違点がある場合にはその理由について記載した。

加工施設、再処理施設及び廃棄物埋設施設については、法令上の要求が異なること、加工施設とは敷地を共用するものの両施設の主要な操業工程については運用を共用する形になっていないことが特徴にある。ただし、放射線管理施設及び通信連絡設備等の一部については加工施設と共用することを廃棄物埋設事業変更許可申請書において記載しており、これらを踏まえた上で、事業間で整合を図り規定した。

以上

第1表 廃棄物埋設施設保安規定変更箇所のうち埋設事業特有事項以外の変更箇所

項目	廃棄物埋設施設保安規定の変更内容
職務	警備課長の職務を周辺監視区域の立入制限に変更。
放射性気体廃棄物	放射線業務従事者及び一時立入者が安全に認識できる場所に表示について追加
放射線管理に係る基本方針	一時立入者を追加。
管理区域の区域区分	区域区分の表示、標識の設置を追加。
線量の評価および通知	一時立入者の線量等量の測定および線量の評価を追加。
線量等量等の測定	管理区域の線量当量の表示を追加。
火災発生時の体制の整備	火災発生時に係る対応について追加。
自然災害等発生時の体制の整備	自然災害発生時等に係る対応について追加。
異常時の措置	「異常等」の定義を追加
通信連絡手順の整備	通信連絡手順を整備することを追加
安全避難通路等	標識、照明設備の整備を追加。
別表 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量等量等の測定	周辺監視区域境界付近の測定項目に空間放射線量率を追加し、その測定頻度を連続とした。
別表 放射線測定器類	モニタリングポスト（数量：3式）を追加。

第2表 廃棄物埋設施設保安規定と濃縮・埋設事業所加工施設保安規定および再処理事業所再処理施設保安規定との間の整合性、相違点およびその理由

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
<p>（職務） 第8条 第1項 略 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。 (15) 略 (16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。 (17) 略 (18) 警備課長は、周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。 (19) (20) 略</p>	<p>（職務） 第8条各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p>	<p>（職務） 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。 （周辺監視区域） 第97条 周辺監視区域は、別図5に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>（職務） 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (41) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。 （周辺監視区域） 第37条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>加工施設と廃棄物埋設施設それぞれの保安規定で整合している。 なお、再処理施設保安規定第17条における警備課長の職務は保全区域及び周辺監視区域の出入管理としているが、第97条周辺監視区域において警備課長は立入を制限することを規定している（廃棄物管理施設も同様）ことから、その趣旨は各施設それぞれの保安規定で整合している。</p>
<p>（放射性気体廃棄物） 第35条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。 2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。 3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。 5 放射線管理課長は、第3項の測定結果を放射線業務従事者及び一時立入者が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>（放射性気体廃棄物） 第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表19に定める管理目標値を超えないように努める。 (4) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 (5) 廃棄物管理課長は、別表20に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p>	<p>（大気への放出） 第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようにする。 2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。 3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。 4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>（放射性気体廃棄物） 第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。 2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。 3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。 4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>廃棄物埋設施設保安規定において、放射性気体廃棄物に関して、放射線業務従事者及び一時立入者が安全を認識できる場所に表示を設ける規定を再処理施設、廃棄物管理施設と整合している。</p>
<p>（放射線管理に係る基本方針） 第36条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、定められた</p>	<p>（放射線管理に係る基本方針） 第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者（一時立入者を含む。）の被ばくを、定められた限度以下であ</p>	<p>（放射線管理に係る基本方針） 第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に</p>	<p>（放射線管理に係る基本方針） 第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、</p>	<p>廃棄物埋設施設保安規定において対象者に一時立入者の規定を追加しており、加工施設の</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等																
<p>限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>って、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>保安規定における規定趣旨と整合している。 （再処理施設、廃棄物管理施設の規定では“従事者等“に一時立入者も含まれる。） なお、廃棄物埋設施設の保安規定での表記については、廃棄物埋設事業変更許可申請書に基づいた規定としている。</p>																
<p>（管理区域の区域区分） 第38条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域） (2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：（第1種管理区域） <u>2 放射線管理課長は、前項に基づき外部放射線に係る線量等の程度に応じて区域区分する。また、区域区分した状況を低レベル廃棄物管理建屋の管理区域出入口付近に表示する。</u></p>	<p>（管理区域の区域区分） 第55条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき別図2のとおり区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域） (2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：（第1種管理区域） 2 放射線管理課長は、前項の管理区域について外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて細区分する。 3 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかかな区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域にすることができる。 4 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域について作業実施に伴い核燃料物質の除去機能を持つ局所排気系を設ける等、汚染のおそれのない区域以外の管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域以外の管理区域にすることができる。 5 放射線管理課長は、第3項及び前項のうち、管理区域の区域区分の変更を繰り返し行う作業であって、あらかじめ核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を得た計画に基づき管理区域の区域区分の変更を行う場合は、都度の核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を省略することができる。</p>	<p>（管理区域の区域区分） 第92条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表43に従って区分する。 別表43 管理区域内の区分基準（第92条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1389 966 2000 1848"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーン区域</td> <td>外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えない区域</td> </tr> <tr> <td>イエロ区域</td> <td>外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度以下である区域</td> </tr> <tr> <td>レッド区域</td> <td>外部放射線に係る線量率が500μSv/hを超えるか、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	グリーン区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えない区域	イエロ区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度以下である区域	レッド区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/hを超えるか、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域	<p>（管理区域の区域区分） 第33条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表11に従って区分する。 2 放射線安全課長は、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域においては、区画、施錠等により人の立入りを禁止する。 ただし、第39条に基づき放射線防護上の措置を承認した作業において立ち入る場合は除く。 別表11 管理区域内の区分基準（第33条関係）</p> <table border="1" data-bbox="2024 966 2605 1848"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーン区域</td> <td>外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えない区域</td> </tr> <tr> <td>イエロ区域</td> <td>外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度以下である区域</td> </tr> <tr> <td>レッド区域</td> <td>外部放射線に係る線量率が500μSv/hを超え、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	グリーン区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えない区域	イエロ区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度以下である区域	レッド区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/hを超え、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域	<p>廃棄物埋設施設は、平常時において汚染のおそれのない区域しか設定しない。汚染のおそれのない管理区域の規定は廃棄物埋設施設保安規定の第1項、加工施設保安規定の第1項、再処理施設保安規定の別表43、廃棄物管理施設保安規定の別表11（グリーン区域）の汚染に関する規定で整合している。 なお、廃棄物埋設施設のみ保安規定の第2項の規定の区域区分の状況の表示および標識については廃棄物埋設事業変更許可申請書に基づいた規定としている。</p>
区 分	基 準																			
グリーン区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えない区域																			
イエロ区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度以下である区域																			
レッド区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/hを超えるか、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域																			
区 分	基 準																			
グリーン区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えない区域																			
イエロ区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/h以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第4条に定める表面密度限度以下である区域																			
レッド区域	外部放射線に係る線量率が500μSv/hを超え、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域																			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
	6 放射線管理課長は、前項に基づき管理区域の区域区分の変更をした場合は、その結果について、核燃料取扱主任者及び事業部長に報告する。			
<p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第43条 放射線管理課長は、第41条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。 <u>なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第54条第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の2に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第61条 放射線管理課長は、第58条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表23に基づいて評価し、別表24に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表24に定める線量限度を超えていないことを確認する。 なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第76条に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表25に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表26に基づいて評価し、別表25に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第98条 放射線管理課長は、第95条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第110条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表45の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表45の3に基づいて評価し、別表45の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第38条 放射線管理課長は、第36条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第48条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の3に基づいて評価し、別表14の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>廃棄物埋設施設保安規定において対象者に一時立入者の規定を追加しており、第36条の規定も含め、各施設で一時立入者の管理を行うことを規定している。</p>
<p>（線量当量等の測定）</p> <p>第46条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15に定めるところ</p>	<p>（線量当量等の測定）</p> <p>第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。</p>	<p>（線量当量等の測定）</p> <p>第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。</p>	<p>（線量当量等の測定）</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p>	<p>廃棄物埋設施設は、平常時において汚染のおそれのない区域しか設定しないため、第3項で</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
<p>ろにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p><u>3 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量等について、低レベル廃棄物管理建屋の管理区域出入口付近に表示する。</u></p>	<p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>	<p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</p>	<p>ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</p> <p>6 環境管理課長は、第 2 項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>空気中の放射性物質の濃度、放射性物質の表面密度に関する規定はない。</p> <p>第 1 項の線量超量等の測定については各施設で整合している。</p> <p>第 2 項については異常が認められた場合の措置を規定している。</p>
<p>（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第 50 条の 2 埋設技術課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書として作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に基づき、火災発生時において廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災が発生した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p>	<p>（火災防護活動のための体制の整備）</p> <p>第 71 条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上（事業所常駐 2 名以上、隣接する自社の他の事業所常駐 7 名以上）配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 30 に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定</p>	<p>（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第 29 条の 2 の 2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な 10 名以上の要員の常駐を含む。）</p> <p>(2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表 7 の 2 に示す設備等を含む。）</p> <p>事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第 25 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告</p>	<p>（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第 12 条の 3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な 10 名以上の要員の常駐を含む。）</p> <p>(2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表 2 の 2 に示す設備等を含む。）</p> <p>(4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第 11 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告</p>	<p>廃棄物埋設施設の事業変更許可申請書では、可燃性物質の持ち込み制限等の火災防護活動に係る運用上の制約を規定していることから、本条項を新規に追加して対応する。</p> <p>なお、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設では、許可基準規則の要求事項を踏まえ保安規定審査基準の「設計想定事象等に係る加工（再処理、廃棄物管理施設）施設の保全に係る措置」の要求事項に基づき火災に係る体制の整備の条文を規定している。廃棄物埋設施設の事業変更許可申請書では、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼす自然現象および人為事象は想定しておらず、設計想定事象はないが、火災防護活動に係る運</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
	<p>める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p>する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理*及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*：この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することをいう。 また、「せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設（ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備）又は脱硝施設（ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム混合脱硝設備）における再処理」とは、各々の施設（各々の設備）において使用済燃料からウラン又はプルトニウム（分離施設においてはプルトニウム）を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。</p>	<p>する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>用上の制約を含む火災防護活動の一連の運用を他施設の条文と同様に規定した。</p>
<p>（自然災害等発生時の体制の整備）</p> <p>第50条の3 埋設技術課長は、自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書として作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置する。</p> <p>(2) 自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を実施する。</p> <p>(3) 自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各職位は、前項に基づき、自然災害等発生時において廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 開発設計部長は、自然災害等発生時の場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と協議し、必要</p>	<p>（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備）</p> <p>第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>（その他自然災害発生時の体制の整備）</p> <p>第29条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他再処理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、</p>	<p>（その他自然災害発生時の体制の整備）</p> <p>第12条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行</p>	<p>加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設では、許可基準規則の要求事項を踏まえ保安規定審査基準の「設計想定事象等に係る加工（再処理、廃棄物管理施設）施設の保全に係る措置」の要求事項に基づき自然災害発生時に係る体制の整備の条文を規定しているが、廃棄物埋設施設の事業変更許可申請書では、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼす自然現象および人為事象は想定しておらず、設計想定事象はないが、自然災害が発生した場合に適切な対応ができるよう他施設と整合した条文を規定した。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
<p>な措置を講じる。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	
<p>（異常時の措置）</p> <p>第51条 埋設施設において異常等*を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>*：この規定において、「異常等」とは、異常及び異常に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	<p>（異常時の措置）</p> <p>第51条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<p>（異常時の措置）</p> <p>第56条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>(1) プール水冷却系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備（貯蔵室からの排気系）、非常用所内電源系統、安全冷却水系（次号に定めるものは除く。）及び安全圧縮空気系が、それぞれ別表8、別表13、別表14、別表15及び別表16に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合</p> <p>(2) 別表8、別表9、別表10、別表11、別表12、別表13及び別表15において定める設備が運転不能又は動作不能と判断した場合</p> <p>ただし、同表において定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。</p> <p>(3) 第3章（第2節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合</p> <p>ただし、当該規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。</p> <p>(4) 別表9において定める拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等並びに別表18に定める漏えい検知装置が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合</p> <p>(5) 閉じ込め機能の観点から安全上重要な施設としている機器及び系統から液体状又は固体状の核</p>	<p>（異常時の措置）</p> <p>第46条 廃棄物管理施設において異常を発見した者は、直ちに第12条第1項第1号に基づく手順書等に従い、必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては貯蔵管理課長に通報する。</p> <p>放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長はユーティリティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長（建屋外の電気設備に係る異常に限る。）及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込め機能に異常が発生した場合には、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。</p>	<p>埋設施設保安規定に「異常等」の定義について注釈で記載した。他施設保安規定では最初に当該用語が登場する条文に記載しており整合している。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>燃料物質が漏えいした場合</p> <p>2 前項の統括当直長及び燃料管理課長は、統括当直長にあつては異常に係る設備等に対する管理担当課長に、また、燃料管理課長にあつては統括当直長にそれぞれ通報するとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に通報する。</p> <p>3 前項の管理担当課長は、統括当直長及び異常に関連する業務を担当する課長と協力して前項の事態の原因を調査し、再処理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>		
<p>（通信連絡手順の整備）</p> <p>第55条の2 埋設技術課長は、異常が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>		<p>（通信連絡手順の整備）</p> <p>第111条の2 技術課長は、設計基準事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>*：この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	<p>（通信連絡手順の整備）</p> <p>第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>*：この規定において、「安全設計上想定される事故等」とは、安全設計上想定される事故及び安全設計上想定される事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	<p>通信連絡手順について他施設と整合する条文を規定した。</p>
<p>（安全避難通路等）</p> <p>第55条の3 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路に、避難方向を明示した標識及び非常用照明設備を整備する。</p> <p>2 土木課長は、廃棄物埋設地の安全避難通路に、避難方向を明示した標識を整備する。また点検路及び点検管に避難方向を明示した標識及び非常用照明設備を整備する。</p> <p>3 運営課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ設置する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>（安全避難通路）</p> <p>第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路（均質槽からのUF6漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。）、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>（安全避難通路等）</p> <p>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>（安全避難通路等）</p> <p>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>廃棄物埋設施設の事業変更許可申請書では、異常発生時に退避ができるように安全避難通路を設置すること、埋設クレーンの復旧を行うことができるようにするための可搬型照明を設置することとしている。</p>
<p>（非常時用器材の整備）</p> <p>第55条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>（非常時用機材の整備）</p> <p>第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>（非常時用器材の整備）</p> <p>第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>（非常時用器材の整備）</p> <p>第49条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>非常時対策活動に必要な資機材について、廃棄物埋設施設、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設それぞれの保安規定において、準備（配備）し、常に使用可能な状態に整備する（ま</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
--------------------------	--------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	------

たは機能を常に確保）することを規定している。

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量等量の測定(第 46 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長
管理区域：汚染のおそれの	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 <u>・空間放射線量率</u>	1回/週	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度（尾駸沼）	1回/3月*2	

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
*2：3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日を始期とする各3月間

別表 27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 65 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量率 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長
管理区域：汚染のおそれの	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量率	1回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1*3 ・空気中の放射性物質の濃度*3 ・空間放射線量率*3 ・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量*3	1回/週 1回/3月 連続*2 連続*2	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度（尾駸沼）	1回/3月	

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
*2：点検等による機器の停止時を除く。
*3：測定地点を別図 3 に示す。

別表 46 管理区域における線量当量等の測定(第 101 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1,*2	1回/週
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度*3	1回/週
	・表面密度*3	1回/週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
*2：エリアモニタにおいて測定する項目
*3：汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 103 条関係）

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ線 連続
	・外部放射線に係る線量当量*2	積算線量当量 γ線 1回/3月
	・外部放射線に係る線量	γ線 1回/3月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全α放射能、全β放射能 連続
周辺監視区域外	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん ²³⁸ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・陸上中の放射性物質の濃度	表土 ⁹⁰ Sr, ¹³⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年
	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ線 連続
	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ線 1回/3月
	・空気中の放射性物質の濃度	気体状放射性希ガス(主に ⁸⁵ Kr) 連続
	・空気中の放射性物質の濃度	ヨウ素 ¹³¹ I 1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	大気中水分 ³ H 1回/月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全α放射能、全β放射能 1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん ²³⁸ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水 ³ H, ⁹⁰ Sr, ¹³⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	表土 ⁹⁰ Sr, ¹³⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	湖底土 ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米 ¹⁴ C, ¹³⁶ Ru, Pu(α) 1回/年
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	根菜 ¹³⁶ Ru, Pu(α) 1回/年
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	葉菜 ¹³⁶ Ru, Pu(α) 1回/年
	・畜産物中の放射性物質の濃度	牛乳 ¹³⁶ Ru 1回/3月
	・海水中的放射性物質の濃度	海水 ³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, ¹³⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α) 1回/3月
	・海底土中の放射性物質の濃度	海底土 ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/6月
・海産物中の放射性物質の濃度	魚類 ³ H, ¹³⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月	
・海産物中の放射性物質の濃度	貝類 ¹³⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月	
・海産物中の放射性物質の濃度	海藻類 ¹³⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月	
・漁網の線量率	漁網 γ線量率 β線量率 1回/3月	

*1：測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。
*2：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 15 管理区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1	毎日操作中 1回
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度*2	1回/週
	・表面密度*2	1回/週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
*2：汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量	1回/3月
	・外部放射線に係る線量当量*	1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	1回/週

*：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

廃棄物埋設施設、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設の各施設とも管理区域、周辺監視区域境界付近、周辺監視区域外の線量当量等を測定することを規定している。
なお、加工施設については加工規則において風向などの記録を求められており測定項目に規定している。
また、再処理施設における風向などの記録については、新規制基準反映の第 2 段階で規定するよう検討中である。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等																																																																																																																																																										
<p>別表 16 放射線測定器類(第 47 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="154 428 724 1285"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6 台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>γ線用サーベイメータ</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>β線用サーベイメータ</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3 式</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計 *</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計（警報付電子線量計）</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト *</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器 * 雨雪量計</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1 台</td> <td>運営課長</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ウラン濃縮工場と共用する。</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	γ線用サーベイメータ	4 台	・汚染サーベイメータ	2 台	β線用サーベイメータ	4 台	・ダストサンプラ	1 式	・放射能測定装置	3 式	・積算線量計 *	-	・個人線量計（警報付電子線量計）	1 式	・モニタリングポスト *	-	・気象観測機器 * 雨雪量計	-	・排気用モニタ	1 台	運営課長	・エリアモニタ	5 台		<p>別表 16 放射線測定器類（第 47 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="759 373 1359 1146"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6 台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式 HF 検知警報装置</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計（警報付電子線量計）</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト</td> <td>3 式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器*¹</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>採取口 65</td> <td>機械保全課長及び電気計装保全課長*²</td> </tr> <tr> <td>・排気用 HF モニタ</td> <td>2 台</td> <td>電気計装保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計 * 2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10 台	・ダストサンプラ	7 台	・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	・退出モニタ	1 台	・放射能測定装置	3 台	・積算線量計	1 式	・個人線量計（警報付電子線量計）	1 式	・モニタリングポスト	3 式	・気象観測機器* ¹	1 式	・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長* ²	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	<p>別表 47 放射線測定器類</p> <table border="1" data-bbox="1394 373 1982 1365"> <thead> <tr> <th>放射線測定器類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エリアモニタ</td> <td>130 台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>44 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線ダストモニタ</td> <td>46 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線エリアモニタ</td> <td>39 台</td> </tr> <tr> <td>・臨界警報装置</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・主排気筒ガスモニタ</td> <td>2 系列</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</td> <td>2 系列</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・排水モニタ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>エアスニッフア</td> <td>631 台</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>20 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>11 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ/ベータ線用サーベイメータ</td> <td>16 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・ガスモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射能測定器</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td>個人線量計（警報付電子線量計）</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト*</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>9 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：警報装置の作動の確認を含む。</p>	放射線測定器類	数量	放射線管理用固定式モニタ*		・ガンマ線エリアモニタ	130 台	・ベータ線ダストモニタ	44 台	・アルファ線ダストモニタ	46 台	・中性子線エリアモニタ	39 台	・臨界警報装置	9 式	・主排気筒ガスモニタ	2 系列	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列	・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台	・排水モニタ	3 台	エアスニッフア	631 台	放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	20 台	・中性子線用サーベイメータ	11 台	・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台	・ダストサンプラ	1 台	・ガスモニタ	1 台	・ダストモニタ	1 台	放射能測定器	6 台	退出モニタ	6 台	個人線量計（警報付電子線量計）	1 式	ホールボディカウンタ	1 台	環境モニタリング設備		・モニタリングポスト*	9 式	・ダストモニタ	9 台	<p>別表 17 放射線測定器類（第 42 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="2018 407 2605 1260"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線管理用固定式モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エリアモニタ*</td> <td>9 台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ*</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>21 台</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線用サーベイメータ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線用サーベイメータ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射能測定器</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>個人線量計（警報付電子線量計）</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定器</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計用測定装置</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：警報装置の作動の確認を含む。</p>	測定器名	数量	・放射線管理用固定式モニタ		・ガンマ線エリアモニタ*	9 台	・ベータ線ダストモニタ	1 台	・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2 台	・冷却空気出口シャフトモニタ*	2 台	・エアスニッフア	21 台	放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	4 台	・中性子線用サーベイメータ	2 台	・アルファ線用サーベイメータ	3 台	・ベータ線用サーベイメータ	3 台	・ダストサンプラ	1 台	放射能測定器	2 台	退出モニタ	2 台	個人線量計（警報付電子線量計）	1 式	ホールボディカウンタ	1 台	環境モニタリング設備		・ダストサンプラ	2 台	・放射能測定器	1 台	・積算線量計用測定装置	1 台	<p>廃棄物埋設施設、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設の各施設に応じた汚染サーベイメータ、線量当量率サーベイメータ等の放射線測定器類を規定している。</p> <p>なお、廃棄物埋設施設は、平常時において汚染のおそれのない区域しか設定しないため退出モニタの規定はない。</p> <p>また、モニタリングポストについては廃棄物埋設施設では許可基準規則上要求はないが、廃棄物埋設施設および加工施設の事業変更許可申請書に共用することが記載（加工施設では許可基準規則で要求有）されていることを踏まえ、廃棄物埋設施設保安規定において共用設備として規定している。加工施設においては、新規基準反映の第 2 段階で規定するよう検討中である。</p>
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																																																												
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長																																																																																																																																																												
γ線用サーベイメータ	4 台																																																																																																																																																													
・汚染サーベイメータ	2 台																																																																																																																																																													
β線用サーベイメータ	4 台																																																																																																																																																													
・ダストサンプラ	1 式																																																																																																																																																													
・放射能測定装置	3 式																																																																																																																																																													
・積算線量計 *	-																																																																																																																																																													
・個人線量計（警報付電子線量計）	1 式																																																																																																																																																													
・モニタリングポスト *	-																																																																																																																																																													
・気象観測機器 * 雨雪量計	-																																																																																																																																																													
・排気用モニタ	1 台	運営課長																																																																																																																																																												
・エリアモニタ	5 台																																																																																																																																																													
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																																																												
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長																																																																																																																																																												
・汚染サーベイメータ	10 台																																																																																																																																																													
・ダストサンプラ	7 台																																																																																																																																																													
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台																																																																																																																																																													
・退出モニタ	1 台																																																																																																																																																													
・放射能測定装置	3 台																																																																																																																																																													
・積算線量計	1 式																																																																																																																																																													
・個人線量計（警報付電子線量計）	1 式																																																																																																																																																													
・モニタリングポスト	3 式																																																																																																																																																													
・気象観測機器* ¹	1 式																																																																																																																																																													
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長* ²																																																																																																																																																												
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長																																																																																																																																																												
放射線測定器類	数量																																																																																																																																																													
放射線管理用固定式モニタ*																																																																																																																																																														
・ガンマ線エリアモニタ	130 台																																																																																																																																																													
・ベータ線ダストモニタ	44 台																																																																																																																																																													
・アルファ線ダストモニタ	46 台																																																																																																																																																													
・中性子線エリアモニタ	39 台																																																																																																																																																													
・臨界警報装置	9 式																																																																																																																																																													
・主排気筒ガスモニタ	2 系列																																																																																																																																																													
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列																																																																																																																																																													
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台																																																																																																																																																													
・排水モニタ	3 台																																																																																																																																																													
エアスニッフア	631 台																																																																																																																																																													
放射線サーベイ機器																																																																																																																																																														
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台																																																																																																																																																													
・中性子線用サーベイメータ	11 台																																																																																																																																																													
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台																																																																																																																																																													
・ダストサンプラ	1 台																																																																																																																																																													
・ガスモニタ	1 台																																																																																																																																																													
・ダストモニタ	1 台																																																																																																																																																													
放射能測定器	6 台																																																																																																																																																													
退出モニタ	6 台																																																																																																																																																													
個人線量計（警報付電子線量計）	1 式																																																																																																																																																													
ホールボディカウンタ	1 台																																																																																																																																																													
環境モニタリング設備																																																																																																																																																														
・モニタリングポスト*	9 式																																																																																																																																																													
・ダストモニタ	9 台																																																																																																																																																													
測定器名	数量																																																																																																																																																													
・放射線管理用固定式モニタ																																																																																																																																																														
・ガンマ線エリアモニタ*	9 台																																																																																																																																																													
・ベータ線ダストモニタ	1 台																																																																																																																																																													
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2 台																																																																																																																																																													
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2 台																																																																																																																																																													
・エアスニッフア	21 台																																																																																																																																																													
放射線サーベイ機器																																																																																																																																																														
・ガンマ線用サーベイメータ	4 台																																																																																																																																																													
・中性子線用サーベイメータ	2 台																																																																																																																																																													
・アルファ線用サーベイメータ	3 台																																																																																																																																																													
・ベータ線用サーベイメータ	3 台																																																																																																																																																													
・ダストサンプラ	1 台																																																																																																																																																													
放射能測定器	2 台																																																																																																																																																													
退出モニタ	2 台																																																																																																																																																													
個人線量計（警報付電子線量計）	1 式																																																																																																																																																													
ホールボディカウンタ	1 台																																																																																																																																																													
環境モニタリング設備																																																																																																																																																														
・ダストサンプラ	2 台																																																																																																																																																													
・放射能測定器	1 台																																																																																																																																																													
・積算線量計用測定装置	1 台																																																																																																																																																													
(モニタリングカーに関する記載は追加しない)	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針（第 73 条関連）</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、以下の事項を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第 87 条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年 1 回以上行う計画を作成</p>	<p>新規基準反映の第 2 段階で重大事故等発生時の体制の整備について規定する予定であり、モニタリングカー（放射能観測車）の運用についても現在反映に向けて検討中である。</p>	記載なし	<p>加工施設および再処理施設では重大事故に至るおそれがある事故および大規模損壊対応が要求されていることから、大規模損壊時における放射線測定を適切な場所で行うためのモニタリングカーについて、別紙で規定している。一方、廃棄物埋設施設では重大事故に至るおそれがある事故および大規模損壊対応の要求はなく、（廃棄物管理施設）</p>																																																																																																																																																										

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
	<p>し、事業部長の承認を得る。各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>			<p>設も同様)、異常時においても 5mSv/y を下回ることを事業変更許可申請書で説明していることから、大規模損壊時に用いるモニタリングカーに関する規定は不要となる。</p> <p>なお、廃棄物埋設施設での原災法に基づく原子力防災資機材において、モニタリングカーは既に規定済である。</p>
<p>添付 1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第 50 条の 2 及び第 50 条の 3 関連)</p> <p>1 火災 埋設技術課長は、火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 から 1.4 を含む火災発生時に対応する計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災発生時に対応する計画に基づき、火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊（第 52 条、第 53 条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.2 教育訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、火災発生時に対応する活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、この計画に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各職位は、第 55 条に関連する火災発生時の対応のために防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>添付 1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針（第 71 条、第 72 条関連）</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の 1.1 項～1.4 項を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 71 条に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第 74 条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」 1.1 項（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、UF6 を内包する機器を設置する 2 号発回均質室、2 号中間室（搬入室を含む）、1 号均質室、2 号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室及び B ウラン濃縮廃棄物室を火災区</p>	<p>添付 1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第 29 条の 2 の 2、第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 29 条の 5 及び第 29 条の 6 関連）</p> <p>1 火災 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1. 1 から 1. 4 を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。 また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。 (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。 b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火</p>	<p>添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連)</p> <p>1 火災 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1. 1 から 1. 4 を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 47 条に定める必要な要員を配置する。 (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。 b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火</p>	<p>埋設施設の 50 条の 2、第 50 条の 3 の条文構成に合わせて記載しており、他の施設の構成と整合している。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
<p>1.4 文書の整備</p> <p>埋設技術課長は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>(2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。</p> <p>1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。</p> <p>2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。</p> <p>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</p> <p>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</p> <p>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。</p> <p>(5) 3号埋設クレーンの火災の検知のため、ITVカメラを設置すること。</p> <p>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</p> <p>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p>	<p>域とした火災防護活動とする。</p> <p>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</p> <p>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 評価・改善</p> <p>事業部長は、運営管理課長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2. 自然災害</p> <p>運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の2.1項～2.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置</p> <p>運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任</p>	<p>要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p>防災業務課長及び運転部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>防災業務課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練</p> <p>運転部長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 再処理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下</p>	<p>要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p>防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練</p> <p>貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
<p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 定期的な評価 事業部長は、運営管理課長に火災発生の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2 自然災害等 埋設技術課長は、自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の2.1項～2.4項を含む文書（「火災発生時に対応する計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置 埋設技術課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う要員及び第52条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 埋設技術課長は、該当する要員に対して、自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、この計画に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備 埋設技術課長は、自然災害等発生時における廃</p>	<p>し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>1) 地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ① UF6を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。 ③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。 なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1のとおりとする。 ④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>3) 外部火災 ① 防火帯の維持及び管理に関すること。 ② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</p>	<p>「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(c) 火災感知設備</p> <p>(d) 消火設備</p> <p>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(f) 火災影響評価</p> <p>b. 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</p> <p>(4) 消防訓練 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 3 資機材の配備 防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p>1. 4 手順の整備 (1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の</p>	<p>下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備）</p> <p>(d) 消火設備</p> <p>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(f) 火災影響評価</p> <p>b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</p> <p>(4) 消防訓練 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 3 資機材の配備 防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p>1. 4 手順の整備 (1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施する</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
<p>棄物埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災発生時に対応する計画」）を整備する。</p> <p>各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震</p> <p>1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関する事。</p> <p>2) 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>(2) 火山（降灰）</p> <p>1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関する事。</p> <p>2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p>事業部長は、埋設技術課長に自然災害発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 <p>④ 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関する事。</p> <p>⑤ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関する事。</p> <p>⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関する事。</p> <p>⑦ 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>4) 火山（降灰）</p> <p>① UF6 を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関する事。</p> <p>② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関する事。</p> <p>③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>5) 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関する事。</p> <p>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>6) カスケード設備の生産運転停止等の措置</p> <p>① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備の UF6 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関する事。</p> <p>② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事。</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p>事業部長は、運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</p> <p>b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</p> <p>c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</p> <p>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 火災が発生していない平常時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</p> <p>(b) 統括当直長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</p> <p>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>(b) 統括当直長は、消火活動が困難な場合は、操</p>	<p>ために必要な手順等</p> <p>b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</p> <p>c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</p> <p>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 火災が発生していない平常時の対応</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</p> <p>(b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</p> <p>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>(b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
	<p>図表一覧 図-1 飛来対策区域</p>	<p>作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>c. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 統括当直長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</p> <p>統括当直長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>e. 消火活動</p> <p>各職位は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>f. 防火監視</p> <p>統括当直長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</p> <p>g. 可燃物の持込みと保管</p> <p>各職位は、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</p> <p>h. 可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</p> <p>統括当直長及び各課長は、再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p> <p>i. 火気作業</p> <p>各職位は、再処理施設における火気作業に当た</p>	<p>がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</p> <p>貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>e. 消火活動</p> <p>貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>f. 防火監視</p> <p>貯蔵管理課長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</p> <p>g. 可燃物の持込みと保管</p> <p>各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</p> <p>h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</p> <p>各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p> <p>i. 火気作業</p> <p>各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</p> <p>(a) 火気作業前の計画作成</p> <p>(b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p> <p>(c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</p> <p>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>(e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p> <p>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>ては以下のとおり対応する。</p> <p>(a) 火気作業前の計画作成</p> <p>(b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p> <p>(c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</p> <p>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>(e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p> <p>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</p> <p>(g) 火気作業に関する教育</p> <p>j. 化学薬品の取扱い及び保管</p> <p>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</p> <p>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</p> <p>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の管理</p> <p>防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</p> <p>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</p> <p>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更にあたっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p>	<p>制限</p> <p>(g) 火気作業に関する教育</p> <p>j. 化学薬品の取扱い及び保管</p> <p>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</p> <p>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</p> <p>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の管理</p> <p>防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</p> <p>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</p> <p>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更にあたっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</p> <p>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>s. 再処理停止等の措置</p> <p>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結</p>	<p>現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</p> <p>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 火山活動のモニタリング等</p> <p>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 溢水</p> <p>技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 管理担当課長及び保守担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	<p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 手順の整備</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>(a) 対象火山の選定</p> <p>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</p> <p>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</p> <p>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</p> <p>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</p> <p>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>2. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>(3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備 各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順の整備 (1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 継続的な肉厚管理 保守担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>b. 溢水発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による溢水、地震力による溢水及びその他溢水が発生した場合においては、現場等を確認する。</p> <p>c. 溢水発生後の排水作業 統括当直長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、2. 1から2. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、2. 1から2. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>2. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、溢水の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置につい</p>	<p>動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</p> <p>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</p> <p>3 火山影響等発生時 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施 (1) 各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>て協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 化学薬品漏えい 技術課長は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、各職位は、計画に基づき、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施 (1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、化学薬品漏えい対応全般（評価内容並びに化学薬品漏えい経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 運転部長は、操作員に対して、化学薬品漏えい発生時の操作、作業リスクに応じた保護具の装着等操作員の安全確保に係る対応等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備 各職位は、化学薬品漏えい発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>3. 4 手順の整備 (1) 各職位は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 継続的な肉厚管理 保修担当課長は、化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p>	<p>3. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*：火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p> <p>4 地震 技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 (1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>b. 化学薬品漏えい発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による化学薬品漏えい、地震力による化学薬品漏えい及びその他の化学薬品漏えいが発生した場合においては、現場等を確認する。</p> <p>c. 化学薬品漏えい発生後の回収 統括当直長は、化学薬品漏えいが発生した場合、回収等を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>3. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>4 火山活動のモニタリング等 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 (1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動の</p>	<p>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順の整備 (1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止 (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。 なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</p> <p>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響 エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</p> <p>b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認 貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、4. 1から4. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>モニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4. 3 手順の整備</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>(a) 対象火山の選定</p> <p>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</p> <p>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</p> <p>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</p> <p>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</p> <p>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>4. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、4. 1から4. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</p> <p>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必</p>	<p>(2) 技術課長は、4. 1から4. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p> <p>5 火山影響等及び降雪発生時</p> <p>技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的に実</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>施する。</p> <p>(2) 運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</p> <p>5. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>(a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>b. 降下火砕物及び積雪の除去作業</p> <p>(a) 管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施す</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>る。</p> <p>(b) 統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策</p> <p>(a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。</p> <p>d. 降灰の再処理施設への影響確認</p> <p>管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</p> <p>管理担当課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、5. 1から5. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、5. 1から5. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p> <p>6 地震</p> <p>技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1から6. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定め</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>る必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 運転部長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止</p> <p>(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をいい、耐震Sクラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下4つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。</p> <p>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</p> <p>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（変更後）	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（2021年3月11日改正）	再処理事業所再処理施設保安規定（2021年5月31日改正）	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（2021年5月31日改正）	整合性等
		<p>b. 地震発生時の再処理施設への影響確認 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、6. 1から6. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、6. 1から6. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>		